

令和8年8月以降 就学援助費について（お知らせ）

愛西市では、経済的な理由により、就学困難な愛西市立小学校への就学予定者、愛西市立小中学校に在学する児童生徒、又は愛西市に居住し愛知県立附属中学校に在学する生徒の保護者に対し、学校で必要な費用の援助を行っています。なお、令和7年度の就学援助にて援助を受けられた方で、令和8年度も引き続き援助を希望される方は、必ず8月以降に再度申請を行ってください。

◆援助対象費目

新入学学用品費・学用品費・修学旅行費・宿泊を伴う校外活動費・給食費（※）

（※愛知県立附属中学校に在学している方の給食費は、愛知県の補助対象となります）

◆対象となる保護者

愛西市立小学校への就学予定者、愛西市立小中学校に在学する児童生徒、又は愛西市に居住し愛知県立附属中学校に在学する生徒の保護者でかつ、下の①もしくは②に該当する者。

① 生活保護を受けている方（修学旅行費のみ援助対象となります）

② 同一生計世帯全員の合算した所得額が基準額以下である方

<所得基準の目安>

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯
世帯の構成	父または母 35 歳、子どもが 10 歳の小学生の場合	父または母 35 歳、子どもが 7・10 歳の小学生 2 人の場合	父母 35 歳、子どもが 9・11 歳の小学生 2 人の場合
世帯の所得額 給与収入（年収）	1,859,000 円 2,775,000 円	2,380,000 円 3,516,000 円	2,710,000 円 3,940,000 円
世帯の構成	父または母 45 歳、子どもが 13 歳の中学生の場合	父または母 45 歳、子どもが 10・13 歳の小・中学生 2 人の場合	父母 45 歳、子どもが 11・14 歳の小・中学生 2 人の場合
世帯の所得額 給与収入（年収）	1,936,000 円 2,880,000 円	2,456,000 円 3,622,000 円	2,780,000 円 4,026,000 円

※この表は目安であり家族の年齢や構成によって異なりますので、該当するかわからない場合は、提出をお勧めします。

◆申請期間及び支給時期

○申請期間 令和8年8月1日から令和8年8月31日

・認定期間は「令和8年8月1日から令和9年7月31日まで」となります。

※申請期間後も随時申請を受け付けます。

○支給時期 令和8年12月、令和9年3月、令和9年8月

・原則は振込です。学年費等の支払に遅れがある場合は現金を学校に預けます。

◆申請に必要なもの

① 申請書（申請場所にて用意をしていますが、ホームページからもダウンロード可能です）

② 保護者名義の通帳（預貯金口座名義が確認できるもの）

③ その他

・愛西市に令和8年1月1日時点で住民登録がなかった同一生計世帯員の方

→令和8年度（令和7年中）課税（非課税）証明書

・愛西市立小中学校に在学し、対象児童生徒の住所が市内にない方

→対象児童生徒を含む世帯全員の住民票（続柄等全部記載のもの）

・愛知県立附属中学校に在学の方は、学校から案内された同意書（市町村提出用）

・その他、状況により書類を求められる場合があります。

◆申請場所

・愛西市役所（学校教育課）

・各支所（立田・八開・佐織）

※閉庁日は除きます。

愛西市教育委員会 学校教育課 TEL55-7136



HPはこちらです